

届出に関する掲示事項(別紙)

1. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師、看護師、その他関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

2. 機能強化加算

当院は、地域において包括的な診療を担う医療機関です。

○健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。

また必要に応じ、専門の医療機関をご紹介します。

○介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。

○夜間・休日の体調不良時等、患者さんからの電話等による問合せに対応しています。

○受診されている他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。

○かかりつけ医機能研修を修了しています。

※ 厚生労働省・都道府県が運営する医療情報ネット「ナビイ」では、全国の医療機関や薬局に関する情報や、かかりつけ医機能を有する地域の医療機関等を検索できます。

診療日、診療科目、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなど、さまざまな情報が掲載されています。

《 ナビイ検索はこちらから 》

[全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所/薬局を検索 | 医療情報ネット | 厚生労働省](#)

3. 医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

オンライン資格確認によって得た情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報)を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用します。

4. 情報通信機器を用いた診療

当院では、再診の患者さんについて情報通信機器を用いた診療を行っています。

情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はありません。

※患者さんの状況によって、対面での診療になる場合もあります。

※当院は情報通信機器を用いた初診の診療は行っていません。

5. 医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算

当院は、医療DX推進体制整備加算および在宅医療DX情報活用加算に係る施設基準を満たしており、以下の取組みを実施しております。

- オンライン請求を行っております。
- オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室等で閲覧又は活用して診療ができる体制を有しています。
- マイナ保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋の発行体制を導入予定です。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を導入予定です。
- 居宅同意型取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用し、計画的な医療管理の下に、訪問診療を実施しています。

6. 後発医薬品使用体制加算

当院は、入院及び外来において、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たり、品質確保・十分安全な情報提供、安定提供など、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しています。

医薬品の供給が不足した場合は、医薬品の処方等の変更等に対応しています。

医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性がある場合があります。

7. 在宅療養支援病院・在宅時医学総合診療料

当院は、在宅で療養する患者さんを対象に、緊急時の連絡体制及び24時間往診・訪問看護ができる体制を確保しています。機能強化型在宅療養支援病院の点数を算定します。

8. 一般名処方加算および長期収載品の選定療養費

《 一般名処方について 》

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方とは、医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

これにより、供給不足の医薬品であっても、有効成分が同じ複数の医薬品から選択できるため、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

《 長期収載品選定療養費について 》

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められず、患者様のご希望で長期収載品（※1）を処方した場合は、選定療養費（※2）として、後発医薬品との差額の一部が自己負担となりました。

(※1)長期収載品とは

特許期間が満了し、後発医薬品が発売されてから一定期間が経過した先発医薬品（最初に開発・製造されたお薬）のことです。対象医薬品は厚生労働省ホームページに公開されています。

(※2)選定療養とは

患者さんご自身の選択により、通常の保険診療の範囲を超える特別な医療サービスを受ける場合に、その追加費用を自己負担する制度です。

9. 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

令和6年1月～令和6年12月の手術件数

ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	6	件
靱帯断裂形成手術	0	件
関節鏡下靱帯断裂形成手術	0	件
人工関節置換術	11	件
子宮附属器悪性腫瘍手術	0	件

令和6年1月～令和6年12月の胃瘻造設術件数

経皮的内視鏡下胃瘻造設術	29	件
--------------	----	---

10. 新型コロナウイルス感染症等の診療について

当院は、感染症法第38条の第2項の規定に基づき、福島県知事の「医療措置協定」の指定を受けている医療機関です。

新型コロナウイルス感染症等の新興感染症等が発生した際の、病床の確保、発熱外来の実施、自宅療養者等への医療の提供等、患者さんの受入れを積極的に行います。

11. 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準（歯初診）

当院では、患者さんに安全で質の高い歯科医療を提供するために、以下の基準を満たしています。

- 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止策を講じています。
- 感染症患者に対する診療体制を確保しています。
- 歯科外来診療の院内感染防止対策に関する研修を受講した常勤歯科医師を配置しています。
- 院内感染防止対策に関する事項を院内に掲示しています。
- 年に1回、院内感染対策の実施状況について、地方厚生（支）局長に報告しています。

12. 歯科外来における医療安全対策および感染対策について

当院では、患者様に安心して歯科医療を受けていただけるよう、医療安全対策および院内感染防止対策に十分な体制を整えております。

《 歯科外来診療医療安全対策加算 》

- 医療安全管理者を配置し、歯科診療における安全対策をおこなっています。
- 常勤歯科医師は、歯科診療における医療安全対策に関する研修を修了しています。
- 医療事故やヒヤリ・ハット事例の報告・分析・改善を行う体制を整備しています。
- AED(自動体外式除細動器、パルスオキシメーター(血中酸素飽和度測定器)、酸素吸入器、
血圧計、救急蘇生セットなどの緊急対応機器を備えています。
- 緊急時には、以下の医療機関と連携して対応いたします。

【 緊急時連携先医療機関 】 いわき市医療センター
いわき市内郷御厩町久世原16番地
TEL:0246-26-3151

《 歯科外来診療感染対策加算 》

- 感染対策担当者を配置し、感染対策マニュアルに基づいた管理に努めています。
- 歯科診療に従事する職員が、感染対策に関する研修を受講しています。
- 手指衛生、個人防護具(マスク・グローブ等)の適切な使用を徹底しています。
- 診療器具の洗浄・消毒・滅菌を隔日に実施しています。

13. 歯科訪問診療料の注15に規定する基準

- 在宅で療養している通院困難な患者さんへの診療を行っています。

14. CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

- CAD/CAMと呼ばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて作成される冠(被せ物)や
インレー(詰め物)を用いて治療を行っています。
- 患者さんの補綴物製作に際し、歯科技工士(所)との連携体制を確保しています。